

社会福祉法人勝寿会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム喜楽苑の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の設置経営

(ロ) 老人居宅介護等事業

(ハ) 老人短期入所事業

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の設置経営

(ホ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく障害福祉サービス事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人勝寿会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると共に、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 8名

(2) 監事 3名

2 この法人に、理事長及び常務理事各1名を置く。

3 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

4 理事長のみが、この法人を代表する。

5 常務理事は、理事長を補佐し、法人の業務を掌理監督する。

6 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちから委嘱する。
- 3 監事は、評議員会において選任する。
- 4 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは常務理事、常務理事に事故あるとき、又は欠けたときは理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び徳島県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか必要があると認めるときは、評議員会及び理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、17名をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 建物 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地1・13番地4

・15番地1所在の建物

鉄骨・鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建

2,542平方メートル

徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字織田1番地所在の建物

鉄骨造スレート葺陸屋根平家建

517平方メートル

徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国11番地1・11番地2

・13番地1・13番地3・11番地2地先所在の建物

鉄骨造陸屋根3階建

1,397平方メートル

徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国10番地1・8番地1所在の建物

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建

976平方メートル

(3) 土地 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国8番地1所在の土地

1,499平方メートル

徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国10番1所在の土地

1,377平方メートル

- 3 運用財産は基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に共する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託しまたは確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備え置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問入浴介護事業の設置経営
- (2) 地域包括支援センターの設置経営
- (3) 居宅介護支援事業の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、徳島県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、徳島県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第 8 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 3 3 条 この法人の公告は、社会福祉法人勝寿会の掲示場に掲示するとともに、徳島新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 3 4 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	庄野	光昭
理事	赤岩	光
理事	大川	恵一
理事	寒川	源八
理事	堺	文子
理事	瀧花	性善
理事	山本	圭一
監事	大西	智城
監事	豊田	明

附 則

平成	3年3月	1日	制定
平成	4年5月	20日	一部改正
平成	5年5月	26日	一部改正
平成	6年3月	30日	一部改正
平成	7年1月	14日	一部改正
平成	10年1月	23日	一部改正
平成	11年3月	9日	一部改正
平成	12年3月	1日	一部改正
平成	12年5月	25日	一部改正
平成	13年1月	15日	一部改正し、平成13年3月11日より施行する。
平成	15年3月	3日	一部改正
平成	16年3月	30日	一部改正
平成	17年1月	20日	一部改正
平成	18年1月	27日	一部改正
平成	18年5月	24日	一部改正
平成	19年1月	19日	一部改正
平成	22年5月	25日	一部改正
平成	23年12月	12日	一部改正
平成	24年3月	23日	一部改正

平成 2 4 年 5 月 2 8 日 一部改正

平成 2 5 年 7 月 1 1 日 一部改正

社会福祉法人勝寿会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人勝寿会（以下「法人」という。）の定款第34条の規定にもとづき、法人の円滑、適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(理事会)

第2条 定款第9条に定める理事会は、法人の運営、管理上の重要な事項について審議し、議決を行う最高の議決機関であるので、理事会の招集、理事会に付議すべき事項、理事会の議事録等について明確にして、理事会が円滑に、かつ効果的に開催されるよう努めるものとする。

2 理事会は、理事長が次の事項を記載した書面によって招集する。ただし、緊急やむを得ない場合は電話で招集することができる。

- ①開催の日時
- ②開催の場所
- ③付議する案件及び報告事項
- ④その他

(理事会に付議すべき事項)

第3条 理事会に付議し、議決を要する事項は次のとおりとする。

- ①事業計画、予算
- ②予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③事業報告、決算
- ④定款の変更
- ⑤社会福祉施設の許認可関係
- ⑥施設長の任免、その他重要な人事
- ⑦基本財産の取得、処分、担保の提供
- ⑧金銭の借入
- ⑨社会福祉法人の運営に関する細則、規程、規則の制定及び変更（但し、軽微な変更については、事後の報告のみで足りる）
- ⑩施設用財産に関する契約、その他の主要な契約

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円以上
2 食料品・物品等の買い入れ	160万円以上
3 前各号に掲げるもの以外	100万円以上

- ⑪寄付金の募集に関する事項
- ⑫積立金、積立預金の使用及び取り崩しに関する事項
- ⑬合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- ⑭その他、この法人の業務に関する重要事項

2 その他の業務については、理事長が専決し理事会に報告するものとする。

(理事会の議事録)

第4条 理事会の議事録は、次の事項を正確に記録し、保存されていること。

- ①開催年月日
- ②開催場所
- ③出席者氏名
- ④議案
- ⑤議案に関する発言内容
- ⑥議案に関する表決結果
- ⑦議事録署名人の署名、署名年月日

(監査及び行政指導)

第5条 監事による監査又は会計検査院、厚生労働省、県など行政機関の監査及び労働基準監督署、消防署等から改善指導を受けたときは、理事長は指摘された事項のうち、重要なものについては理事会に付議して必要な改善を図るとともに、軽易なものは法人事務局を通じて改善する。

(法人事務局の業務及び事務分掌)

第6条 法人の事務局では役員の選任関係業務、理事会及び評議員会に付議又は報告すべき事項、監事の監査、行政機関の指導監査に関する業務、経営する施設の管理運営などの業務及びこれらに関連する事務を分掌する。

2 施設長は、理事長の指示をうけ、次の業務を処理する。

- ①法人の事務局業務の総括に関すること
- ②施設の運営管理の調整に関すること
- ③理事長が行う不動産管理の代行に関すること
- ④法人会計の会計責任者の業務に関すること
- ⑤労働協約、労働協定等職員の労働条件に関すること
- ⑥関係行政機関、各種団体、地域住民、ボランティア等との連絡調整に関すること
- ⑦法人の理事、監事との連絡調整
- ⑧その他理事長が指示する業務

3 事務局員は、施設長の指示を受けて次の業務を処理する。

- ①職員の人事、給与に関すること
- ②理事会及び評議員会に付議、報告すべき事項の資料に関すること
- ③理事会及び評議員会の議事録に関すること
- ④監査、行政指導に関すること
- ⑤理事長の決裁又は報告すべき事項の資料に関すること
- ⑥法人会計の出納職員としての業務に関すること
- ⑦公印の管理に関すること
- ⑧その他施設長が命ずる業務

(理事長の決裁及び報告)

第7条 法人事務局及び社会福祉施設の業務のうち、次の事項については理事長の決裁を受け又は報告して承認を得なければならない。

- ①理事会及び評議員会の開催日時と場所、理事会及び評議員会に付議又は報告すべき事項とその資料
- ②職員の採用、任免、表彰、制裁に関すること
- ③職員の休務、休職、復職に関すること
- ④社会福祉施設の大規模な改造や修繕に関すること

- ⑤固定資産の譲渡、交換、貸与に関する事
- ⑥固定資産の現在高報告に関する事
- ⑦基本財産に対する火災保険等損害保険契約に関する事
- ⑧監査の所見、行政指導を受けた事項に関する事
- ⑨寄付金の募集に関する事

付則

1. この細則は、平成14年1月12日から施行する。
2. この細則は、平成16年3月30日に一部改正し施行する。
3. この細則は、平成23年1月27日に一部改正し施行する。
4. この細則は、平成27年1月16日に一部改正し施行する。